

令和8年度

閲 覧 設 計 書

工 事 名	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第一南薩地区 8－1工区
工 事 箇 所	鹿児島県 南九州市知覧町東別府地内
工 期	令和9年3月25日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
閲覧鑑, 特別仕様書	○
位置図	○
設計内訳（金抜き）	※ ○
図面	○
工事費内訳書（様式）	※ ○
工事費内訳書（記載例）	※ ○
県発注建設工事入札参加者の皆様へ	※ ○
週休2日補正 端数処理について	※ ○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

担 当 係	整備第一係
電 話 番 号	0 9 9 3 － 5 2 － 1 3 5 7

閲覧方法	電子閲覧 (電子メール閲覧)
------	-------------------

設計内訳（金抜き）のコード欄に【SP】の記載があるものは施工パッケージ型積算です。
標準単価表の機械、労務、資材の構成比率を補正することにより算出した参考値を基に
集計一覧を作成しているため、実際の数量とは異なる値となります。

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)第一南薩地区 8-1工区
2 工 事 場 所 南九州市知覧町東別府地内
3 工 期 令和9年3月25日限り

第 1 章 総則

- 1 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)第一南薩地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」及び農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等施工管理基準」に基づいて実施する。
共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- 2 工事施工条件明示
「工事施工条件明示(別紙-1)」のとおり

第 2 章 工事内容

- 1 目的
この工事は、水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)第一南薩地区の事業計画の一環として、塗木加圧機場ポンプ設備の分解整備・補修・更新等の工事を行うものである。
- 2 工事概要(塗木加圧機場ポンプ設備分解整備一式)
本工事の概要は次のとおりである。
主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
主ポンプ	横軸両吸込単段渦巻ポンプ 吸込φ300mm,吐出φ250mm	2台	分解整備
電動機	出力145kw,電圧440V,周波数 60Hz,同期回転速度1760/min	2台	更新
保圧ポンプ	横軸片吸込多段渦巻ポンプ 吸込φ80mm,吐出φ80mm	2台	更新
電動オリフィス弁 (流入弁室)	φ200mm, 電動式1.5kw相当 フランジ規格 1.0MPa	1台	更新
ストレーナ (流入弁室)	φ200mm, バケット型	1台	更新
手動仕切弁 (流入弁室)	φ200mm, 外ネジ式、0.9MPa	2台	更新
付属設備	その他附帯する部品等更新一式	1式	分解整備

- 3 工事数量
本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。
受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- (1) ポンプ設備等の詳細な仕様等は、別紙の「塗木加圧機場ポンプ設備工事仕様書」によるものとする。

第 3 章 施工条件

- 1 工程制限
この工事の施工については、施設管理者の設備運用に支障を来さないようにしなければならない。

2 . 適用する技術基準等

適用する技術基準等は、下記によるものとし、原則最新版の基準を使用することとするが、事前に監督職員と協議し承諾を受けるものとする。

名 称	監修発行所	制定改訂年
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	令和元年
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農林水産省農村振興局	平成18年
バルブ設備計画設計技術指針	農林水産省農村振興局	平成27年
電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省農村振興局	令和元年
電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	農林水産省農村振興局	平成20年
日本工業規格(JIS)		
電気規格調査会標準規格(JEC)		
日本電気工業会標準規格(JEM)		
電線技術委員会標準規格(JCS)		

その他この工事に関係のある法令・条例及び規則等に全て適合しなければならない。

3 . 受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 関係機関との連絡調整

施設管理者である南九州市・南薩土地改良区など、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

2 . 営農との関連

当該加圧機場は、茶の防霜用かんがい施設であるため、防霜期は、新芽の発芽期である2月中旬から5月初旬のため、気温摂氏0度を下回ると想定される間は、主ポンプ1台の稼働は可能となるよう整備すること。

従って、詳細な据付工事時期については、南薩土地改良区と協議し定めることとし、南薩土地改良区とは連絡を密に行い、営農に支障のないように施工すること。

3 . 埋蔵文化財

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。

万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

6 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した電子記録媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

7 . 有価物処分

本工事で発生する撤去後の機器類については、管理者である南九州市・南薩土地改良区とその取り扱いについて協議し、監督職員に報告すること。

この際、現場外へ搬出する必要がある場合は、原則有価物として取り扱うことから、買い取り価格及び輸送費用が分かる資料(マニフェスト又は金額・数量内訳の分かる領収書、見積もり書等)により監督職員と協議すること。

なおこの場合は、変更契約の対象とすることがある。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1 . 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

2 . 塗木加圧機場敷地の利用について

塗木加圧機場敷地を工事用地以外の用地として使用する場合は、施設管理者である南薩土地改良区と協議し承諾を得ること。この場合、協議結果を施工計画書に含めて提出すること。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

2 . 機器仕様

受注者が製作に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器」)は、構造、性能、機器について設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用するものとし、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

(1) 別紙の「塗木加圧機場ポンプ設備工事仕様書」に記載のとおり。

3 . 機器の証明書等

当該工事に使用する機器については、製造業者の規格証明又は試験成績書を提出しなければならない。

4 . カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
購入品	試験成績表、カタログ等	

5 . 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
現場整備及び据付	性能確認時・現地据付時	* 1 中間検査と兼ねる
据付完了	試験運転調整	

* 1 中間検査を兼ねるため、事前に予定工程を提出し、少なくとも2週間前には検査希望日を監督職員と協議するとともに、施設管理者の立会調整を行うこと。

2 . 補修・更新工事

(1) ポンプの工場整備は、下記のとおりとする。

- 1) ポンプ分解清掃
- 2) サンドブラスト・塗装
- 3) 部品取替
- 4) 点検組立調整

(2) その他

1) 整備に必要な輸送、製作、据付、撤去、各試験及び単独試運転調整費、仮設、電気工事(ポンプからポンプ中継端子箱までの配線工事)等は、本工事に含む。

2) 試運転調整については、別途総合試運転調整を計上しているため、単独・総合試運転調整計画を施工計画書に含めて提出すること。

- 3) 既設ポンプと整合性を図り、異なった維持管理性を要しない構造とするとともに、既設電気設備の改造を要する構造としないこと。
- 4) 機器類は、想定される全ての異常事態において安全かつ、据付・運転・保全・修理等に対し、簡易で確実な構造とする。

3 . 塗装仕様

- (1) 新規製作機器(接水部・工場塗装)
 - 1) 下地処理 2種ケレン以上
 - 2) 第1層目 一次プライマー 有機ジンクリッチプライマー 15 μ m
 - 3) 第2層目 第一層(下塗) エポキシ樹脂塗装 100 μ m
 - 4) 第3層目 第二層(中塗) エポキシ樹脂塗装 40 μ m
 - 5) 第4層目 第三層(上塗) エポキシ樹脂塗装 40 μ m
- (2) 新規製作機器(非接水部・工場塗装)
 - 1) 下地処理 2種ケレン以上
 - 2) 第1層目 一次プライマー 鉛・クロームフリーペイント 15 μ m
 - 3) 第2層目 第一層(下塗) 鉛・クロームフリーペイント 35 μ m
 - 4) 第3層目 第二層(中塗) 長油性フタル酸樹脂塗料 30 μ m
 - 5) 第4層目 第三層(上塗) 長油性フタル酸樹脂塗料 25 μ m
- (3) 整備機器(接水部・工場、現地塗装)
 - 1) 下地処理 3種ケレン
 - 2) 上塗り エポキシ樹脂塗装

4 . 輸送及び据付(全施設共通)

- (1) 輸送
 - 1) 輸送にあたっては、安全な輸送方法・ルートの設定に努めなければならない。
- (2) 据付
 - 1) 機器の据付けは、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して、入念に施工するものとする。
 - 2) 据付にあたっては、当該工事の経験がある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

5 . 仮設工

仮設工については「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 3 . 排出ガス区分
- 4 . ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4. 9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4. 9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第 12 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1－1－42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 交通誘導員の配置
 - (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。
但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙—2)による。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 14 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
前払金は、40%以内で支払うことができる。
また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を20%以内で支払うことができる。
なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。
部分払いの請求は2回以内とし、前払金があるときは2回とする。
ただし、中間前金払いがあるときは、部分払いは行わない。
- 2 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。
その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - (5) 中間検査は、原則として機材搬入時に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

3 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。(25日が閉庁日の場合、直近の開庁日に提出する)
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。また速やかな提出が困難な場合はその旨、監督職員と協議し、提出可能日を示すこと。
- (3) 出来形数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

4 . 構造物等の充分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

5 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

6 . 見積もり等による施工単価及び資材単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は下記のとおりである。

- (1) 金抜き設計書の「見積単価一覧表」のとおり

7 . 工事関係書類簡素化の確認

本工事の受注者は、契約後すみやかに「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」に基づき、作成する工事関係書類を発注者と確認すること。

なお「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。<https://www.pref.kagoshima.jp/ag09/kansoka1.html>

8 . 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-3)を遵守しなければならない。

9 . 土木機械設備に係る各種機器等の耐震設計基準の適用について

- (1) 土木機械設備に係る各種機器・装置の耐震設計基準の適用については、各々の設備の技術基準によることを原則とする。

なお、「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版を摘要のこと)との不整合がないように確認すること。

- (2) 各種機器・装置について、設計計算書を提出すること。

機器を据え付けるためのアンカーボルトは、「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(農林水産省農村振興局監修)、「建築設備耐震設計・施工指針」(財団法人日本建築センター編)等に基づき、必ず躯体コンクリートに埋め込むこと。

耐震クラスはSクラスとする。

明示事項		明示内容	該当	出典	頁	
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算，工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244	
	契約保証金	・ 契約の保証は，当初請負金額が500万円を超える場合，請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－	
	前払金	・ 前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－	
		・ 中間前払金を請求することができる。	○			
	部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし，前払金がある場合も2回とする。ただし，中間前払金があるときは，部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－	
	繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238	
	余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238	
	週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244	
	環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては，「環境改善実施要領(工事編)」に基づき，受発注者相互に協力し，取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252	
	品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240	
	中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238	
	法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24	
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-25	246	
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245	
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247	
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245	
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239	
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は，「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが，当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244	
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	－	共通仕様書 ③1-1-22	245	
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用	－	共通仕様書 ③1-1-20	244	
歩掛名		使用基準				制定元
石綿使用の有無	・ 受注者は，建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際，石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また，大気汚染防止法に基づき，特定粉じん発生施設を設置しようとするときは，都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-54	24		
地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253		
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245	
	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246	
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－	
ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243		

※1 「該当」欄について

○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編

【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第一南薩地区 8－1工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容					該当	出典	頁																																														
工事関係	コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>粗骨材最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																									－	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																																	
	構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：					－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																														
	遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)					○	試行要領	-																																														
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量：m ³ 運搬距離：km その他：					－	共通仕様書 ③1-1-38	249																																														
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					資材名	規格	備考													－	共通仕様書 ③1-1-39	250																															
	資材名	規格	備考																																																				
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：					－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																															
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。					－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																															
建設リサイクル法	①分別解体の方法	<table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td rowspan="2">①仮設</td><td>仮設工事</td><td>☐ 手作業</td></tr><tr><td>☐ 有 ☐ 無</td><td>☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td rowspan="2">②土工</td><td>土工事</td><td>☐ 手作業</td></tr><tr><td>☐ 有 ☐ 無</td><td>☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td rowspan="2">③基礎工事</td><td>基礎工事</td><td>☐ 手作業</td></tr><tr><td>☐ 有 ☐ 無</td><td>☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td rowspan="2">④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td>☐ 手作業</td></tr><tr><td>☐ 有 ☐ 無</td><td>☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事</td><td>☐ 手作業</td></tr><tr><td>☐ 有 ☐ 無</td><td>☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table>					工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事	☐ 手作業	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事	☐ 手作業	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事	☐ 手作業	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事	☐ 手作業	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事	☐ 手作業	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用	－	共通仕様書 ③1-1-39	251																		
工程	作業内容	分別解体等の方法																																																					
①仮設	仮設工事	☐ 手作業																																																					
	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																																																					
②土工	土工事	☐ 手作業																																																					
	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																																																					
③基礎工事	基礎工事	☐ 手作業																																																					
	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																																																					
④本体構造	本体構造の工事	☐ 手作業																																																					
	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																																																					
⑤本体付属物	本体付属物の工事	☐ 手作業																																																					
	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																																																					
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																														
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																																				
③受入時間	： △ △ 処分場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。																																																						

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第一南薩地区 8－1工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																								
建設副産物	建設汚泥の再生利用	・ 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td>生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)			特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		－	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																									
品質区分基準	指標等	試験回数																											
品質基準	コーン指数																												
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																												
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																												
建設汚泥の搬出	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									－	共通仕様書 ③1-1-39	251													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																										
根株、伐採木等の利用	①発生工事 ②利用工事	・ ・	－	共通仕様書 ③1-1-40	252																								
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	－	共通仕様書 ③1-1-44	252																								
工事支障物件等	支障物件(電柱、水道等)	・ 本工事における支障物件は、次のとおり。 <table><tr><td>支障物件名</td><td>番号等</td><td>数量</td><td>申請の状況</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況																	－	特記事項	－				
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																										
その他	支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													－	共通仕様書 ①1-1-21	9								
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																									
	工事現場発生材	・ 下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							－	共通仕様書 ①1-1-22	10																
現場発生材名	引渡場所																												
	部分使用	・ 本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間：	－	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	14																								

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

- 第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

- 第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（監査及び実地調査）

- 第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

- 第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別 紙

水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

第一南薩地区

塗木加圧機場ポンプ設備工事仕様書

工 事 仕 様 書

事業名 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第一南薩地区
工事場所 南九州市知覧町東別府地内
工事内容 塗木加圧機場ポンプ設備工事
目 的 本仕様書は、水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第一南薩地区の一環として実施する加圧ポンプ設備の分解・整備・更新等の行うためのものであり、既設設備及び更新設備の工事条件・設計条件等の仕様等示したものである。

1. 工事の概要

工事の概要は以下のとおり

- (1) 主 ポ ン プ 分解整備
No. 1, 2 主ポンプ 横軸両吸込単段渦巻ポンプ 吸込 300mm 吐出 250mm 2 台
- (2) 1 号, 2 号主ポンプ用電動機 更 新 2 台
- (3) 保 圧 ポ ン プ 更 新
No. 1, 2 保圧ポンプ 横軸片吸込多段渦巻ポンプ 口径 80mm 2 台
- (4) 流 入 弁 類 更 新 1 式
電動オリフィス弁, 手動仕切弁, ストレーナ

2. 既設機器の仕様

(1) 主ポンプ

1) 既設仕様

項 目	No. 1, 2 主ポンプ
ポ ン プ 形 式	横軸両吸込単段渦巻ポンプ
口 径	吸込 ϕ 300mm, 吐出 ϕ 250mm
台 数	2 台
計 画 吐 出 量	13.35 m ³ /min
全 揚 程	50 m
回 転 速 度	1,760 min ⁻¹
原 動 機 形 式	全閉外扇三相かご型誘導電動機
原 動 機 出 力	145 kw
駆 動 方 式	電動機直結形

2) 主要部材質

ケーシング	FC200
羽車	BC6
主軸	S50CN
軸スリーブ	CAC406

3) 付属品(ポンプ1台当に付き)

共通ベース、カップリング、圧力計、その他必要なもの。別図参照。

(2) 電動機

1) 更新機器仕様(電動機)

項 目	No. 1, 2 電動機
形 式	全閉外扇三相かご型誘導電動機
定 格 出 力	145 kw 以下
台 数	2 台
回 転 数	1760 min ⁻¹ 程度
局 数	4 P
電 圧	440 V
周 波 数	60 Hz
始 動 方 式	リアクトル方式
定 格	連続

2) 付属品

その他必要なもの

(3) 更新機器仕様(保圧ポンプ)

項 目	No. 1, 2 保圧ポンプ
形 式	横軸片吸込多段渦巻ポンプ
口 径	吸込 φ 80mm, 吐出 φ 80mm
台 数	2 台
計 画 吐 出 量	0.6 m ³ /min/台
全 揚 程	40 m
回 転 数	1,800 min ⁻¹ 程度
駆 動 方 式	電動機直結形
吸 水 条 件	押込み

(4) - 1. 電動オリフィス弁

1) 更新機器仕様(電動オリフィス弁)

項 目	電動オリフィス弁
形 式	電動多孔可変オリフィス弁
口 径	200 mm
台 数	1 台
フ ラ ン ジ 規 格	JIS B2220 (1.0 MPa)
駆 動 方 式	電動式 1.5 kw 相当

2) 使用材料

項 目	電動オリフィス弁
固 定 板 ・ 可 動 板	SUS403 又は同等品以上
弁 箱	FCD450 又は同等品以上

3) 付属品

出入差圧検出器及び発信できるもの 1 式

4) 塗装仕様

メーカー標準塗装

(4) - 2. 手動仕切弁 (保守用)

1) 更新機器仕様 (手動仕切弁 (保守用))

項 目	手動仕切弁 (保守用)
形 式	外ねじ式手動仕切弁
口 径	200 mm
台 数	2 台
最 高 使 用 圧 力	0.9 MPa
フ ラ ン ジ 規 格	JIS B2220 (1.0 MPa)
駆 動 方 式	手動式

2) 使用材料

項 目	手動仕切弁
弁 体	FCD450 又は同等品以上
弁 箱	FCD450 又は同等品以上

3) 付属品

その他必要なもの 1 式

4) 塗装仕様

メーカー標準塗装

(4) - 3. ストレーナ

1) 更新機器仕様 (ストレーナ)

項 目	ストレーナ
形 式	バケット型ストレーナ

口 径	200 mm
台 数	1 台
フ ラ ン ジ 規 格	JIS B2220 (1.0 MPa)

2) 使用材料

項 目	ストレーナ
本 体 フ レ ー ム	FC200 相当
エ レ メ ン ト	SUS304 相当
接 続 材 (B. N)	SUS 製 相当

3) 付属品

その他必要なもの 1 式

4) 塗装仕様

メーカー標準塗装

3. 適用規格

土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」

日本工業規格(JIS)

日本水道協会規格(JWWA)

電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)

日本電機工業会標準規格(JEM)

労働基準法

労働安全衛生法

消防法

4. 試験・検査

対象機器は、工場整備時点及び据付工事時点において、関係諸規格に基づく試験・検査を行い、性能を確認するものとする。なお、指示のある場合は監督職員の立会検査を受けるものとする。

5. 関係者との調整

工事に当っては、施設管理者及び関連工事等の関係者と連絡を密にし、相互に協力し合って円滑な工事の進捗を計るものとする。また、営農に支障のないよう、工程計画および管理を行うものとする。

6. 取り扱い説明書

- (1) 更新機器類のうち、操作が必要なものについては、取り扱い説明書を作成するものとする。
- (2) 管理者（南九州市・南薩土地改良区）に対し取り扱い説明書の内容を説明し、承諾を得た後、完成報告するものとする。